

相続時精算課税、節税に活用

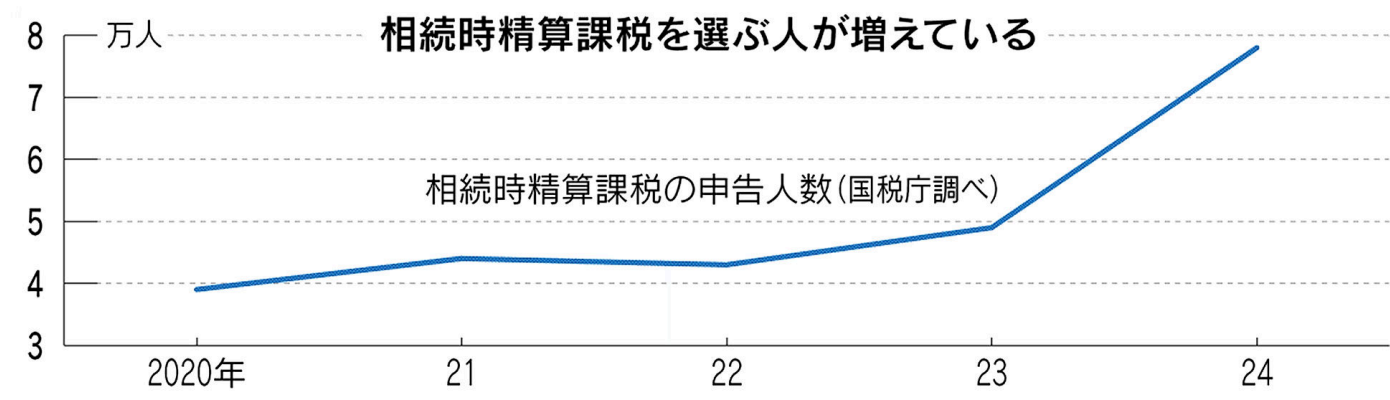
年110万円の非課税枠も

路線価が4年連続で上昇、日経平均株価が4万円台を回復し、不動産や株式など一般家庭でも所有することの多い資産の価値が上昇傾向だ。相続財産の評価額が高まりやすいため、税負担を軽減する施策として相続時精算課税制度に注目が集まっている。

「2024年に相続時精算課税を申告した顧客は23年の17倍に増えた」。ランドマーク税理士法人の代表税理士、清田幸弘氏はこう話す。きっかけは、年110万円以内の贈与なら非課税になる基礎控除が24年1月に相続時精算課税に新設されたことだ。「使い勝手が良くなり、生前贈与に積極的に使われるようになった(清田氏)」。相続時精算課税を始めるには、贈与の年の1月1日時点で60歳以上の親などから財産の贈与を受け、18歳以上の子どもが、その贈与があった翌年の贈与税申告期間内(通常2月1日～3月15日)に税務署に制度の利用を届け出る必要がある。贈与者が生きている間、毎年110万円以内の基礎控除に加え、累計2500万円の特別控除内なら何回贈与を受けても贈与税がかからない。この枠を超えた分は一律20%の贈与税がかかる。贈与者が亡くなって相続が発生した際、基礎控除分(年110万円)は、相続財産に計算しなくては、全て相続財産に加算する必要がある。相続財産全体の評価額が相続税の基礎控除を上回れば、相続税がかかる。相続税の基礎控除の計算式は「3000万円+法定相続人の数×600万円」だ。

贈与税の課税方式は相続時精算課税のほかに暦年課税がある。1年間の贈与で基礎控除を上回る額があれば贈与税がかかる。額が多いほど税率は高く、最高55%だ。暦年課税にも、年110万円までの基礎控除がある。暦年課税は23年度の税制改正で相続財産への加算対象期間が見直された。26年末までの相続は死亡前3年分を加算する必要があるが、段階的に延長され31年には7年になる。相続

時精算課税と異なり、財産を相続した人は一定期間の基礎控除が相続財産に加算されることに注意したい。高齢で相続が近いとみられる親が子に贈与する場合、相続時精算課税のほうが有利だ。一方で、法定相続人ではない孫への贈与は、暦年課税が有利だ。相続時精算課税を使うと、孫への贈与でも相続時に相続財産に加算しなくてはならないが、暦年課税なら加算しなくて済むのだ。相続時精算課税は一度選ぶと同じ人からの贈与は暦年課税に変更できないため、どちらが有利か試算して決めたい。暦年課税を選ぶ人は依然として多いが、制度改正で変化が出ている。24年に相続時精算課税の適用を申告した人数は約8万人で前年比59%増えた。一方、暦年課税の適用を申告した人



	相続時精算課税	暦年課税
贈与税の非課税枠	累計2500万円(特別控除) 年110万円(基礎控除)	年110万円(基礎控除)
相続発生時	特別控除を含む基礎控除を超えた分を相続財産に加算 基礎控除分は加算しない	死亡前7年間の贈与は相続財産に加算(制度改正で2031年までに段階的に延長)

子への財産移転はタイミングでインパクトが異なる

前提条件

- 父の財産は合計3000万円、相続人は子1人(相続税の基礎控除は3600万円)のケース

- 相続時精算課税を活用**
(1000万円を子が40代の時に一括贈与、死亡時の財産は現金2000万円)
- 暦年課税の非課税枠を活用**
(毎年100万円を死亡直前まで10年連続で贈与、死亡時の財産は現金2000万円)
- 生前贈与しない**
(死亡時の財産は現金3000万円)

贈与時

- 1000万円の贈与は、基礎控除と特別控除の範囲内なので贈与税はかからない
- 基礎控除の範囲内なので贈与税はかからない

相続時

- ①～③はいずれも相続税の基礎控除の範囲内のため相続税はかからない

いずれのケースも相続税はかからないが、家計へのインパクトは異なる

- 40代といった出費がかさむ時期にまとまった金額の贈与を受けるため、住宅ローンの繰り上げ返済などに充てられる
- 年100万円の贈与を毎年の海外旅行などに充てられる
- 子が高齢になった時にまとまった資金を受け取っても、使い切れない可能性

相続時精算課税が適している例

現金
年110万円の基礎控除を使って非課税でコツコツ贈与 → 暦年課税と違い、死亡数年前の贈与でも相続財産に加算しなくていい
賃貸に出している不動産
土地と比べて安いことが多い建物部分のみを贈与 → 贈与後に入る家賃収入は贈与された人のものに
土地
将来に値上がりが見込める場合 → 贈与で安いうちに相続時の評価額を確定させてしまう

数は約40万人で同14%減った。清田氏は「今後は親から子に対する贈与は相続時精算課税が主流になる」とみる。資産価値の上昇で相続財産が増えている人は、相続時に加算しなくて済む相続時精算課税の基礎控除を使って計画的に贈与し、相続財産を減らすのが有効だ。

相続時精算課税の2500万円の特別控除は、「例えば相続財産が相続税の基礎控除の範囲内に収まる家族なら活用してもいい」と税理士の柴原一氏は話す。2500万円以内の贈与に贈与税はかからず、相続時に相続財産に加算しても相続税の非課税枠の範囲内なら相続税もかからない。

父から子に1000万円を一括贈与しても、基礎控除に加え特別控除の範囲内なので贈与税はかからない。この1000万円は、基礎控除の110万円を除いた890万円を父の死後に相続財産に加算する。他の遺産が現金2000万円の場合、相続財産は2890万円となる。法定相続人が子1人なら相続税の基礎控除は3600万円のため、相続税はかからない。暦年課税で1000万円を死亡直前まで10年間贈与しても、生前贈与した額は1000万円になる。規定の期間分を相続財産に加算しても相続税は発生しない。生前贈与が3000万円を相続しても相続税は発生しない。だが、税理士の飯塚幸氏は「老後ではなく、40代など住宅ローンや教育費の出費がかさむ時期にまとまった金額の贈与を受けたほうが、家計にプラスの効果がある」と指摘する。

「贈与後の賃貸収入は子に帰属し、親が老後の生活費など必要資金を確保し、余る資金があるなら早めに子に贈与するのも手だ。相続時精算課税を使って贈与する財産は、将来的に値上がりが見込めそうなものを優先したい。相続時精算課税を使うと、相続財産に加算する際、贈与時の価格が高騰しているも、贈与時の低い価格で評価するため、相続税を抑えられる可能性がある」とみる。具体的には、業績の中期成長が見込まれる企業の株式や、開発区域周辺にある土地などだ。柴原氏は「近い将来に市街化調整区域の土地なども価格上昇が予想されるので相続時精算課税の活用を考えた」と話す。

生前に納税資金を準備

不動産や金融資産の評価額が上がると、相続税が想定より増える可能性がある。節税対策だけでなく、残される家族の納税資金まで考えて準備する重要性が増している。富裕層の間では相続税評価額を下げることを目的に、現金ではなくマンションなど不動産を取得する人もいるが、柴原氏は「納税を考えるとある程度の資産は現金で持たせたい」と助言する。不動産を子に相続させても、納税資金を確保できない場合は、望まないタイミングで相続した不動産を売却して資金を捻出さなくてはならない可能性があるためだ。相続税の他に、税負担が重くなるというのが固定資産税だ。なかでも不動産を多く所有する地主は相続税だけでなく、毎年の固定資産税を捻出するための資金繰りも考える必要がある。EY税理士法人の保手浜洋介パートナーは「賃料や地代を値上げしようと考える地主は少ない」と指摘する。「増加した固定資産税分だけでも、価格に転嫁するようにならないと納税資金をまかなえずに資産を手放すことになりかねない(保手浜氏)」。相続税の納税に充てる現金がない場合は物納も選択肢だが、必ず認められるわけではない。不利になりやすい。せっかく受け継いだ資産を不用意に減らしたくないのなら、生前の早い段階から対策に動きたい。(岸田幸子)